

応急対策 活動



この地震では、県西部地域で最大震度6強が観測されたが、震度5強以上の地震が県内で発生した場合は災害対策本部を自動的に設置することが地域防災計画に定められており、10月6日午後1時30分の地震発生後直ちに災害対策本部を第二庁舎第20会議室に設置し、災害対策本部長である知事の指揮の下、消防防災ヘリコプターによる上空からの被災地調査、被災市町村からの情報収集、自衛隊への災害派遣要請及び被災地支援などの応急対策に当たった。

消防防災ヘリコプターからは、県西部の米子市の映像が送られはじめ、ブラウン管に映し出される映像のどこからも煙が上がっておらず、車は何事もなかったかのように走っていた。家屋が倒壊している状況もほとんどなく、阪神・淡路大震災のような光景を想定していた本部員は安堵の表情を見せた。しかし、映像が山間部に入ると、国道180号線とJR伯備線が崩壊によって土砂に覆われている状況が映し出され、震度6強という大地震による被害の全貌が徐々に明らかになっていった。

その頃米子市内では、偶然、地震当日に市内で開催されていた「介護保険推進全国サミット」（主催：西伯町）に総務部長や福祉保健部長ら数十人の県職員が参加しており、地震でフォーラムが中止になったため、すぐに現地災害対策本部となる西部総合事務所に移動し、直ちに災害対策室の設営を行うとともに、情報収集、応急対策の実施、市町村と県本部との連絡・調整を行った。さらに課長級の幹部を含む県職員たちを、その場から被害の大きい町の役場に派遣し、窓口業務や県との連絡調整を行い、市町村を支援した。

地震発生後間もなく、森総理大臣から国の全面支援が知事に伝えられ、6日夕刻には蓮実国土庁総括政務次官が来県され、上空からの被災地調査が行われた。翌7日には、扇国土庁長官を団長とする政府の調査団による現地の調査が行われ、県及び市町村は被害状況を説明するとともに災害の早期復旧、復興について支援を要請した。

災害対策本部長は、10月7日から9日まで三日連続して被災地を自ら回り、被災地の状況をつぶさに把握し、被災者を激励し、応急対策を指揮した。その後も、幹部職員を市町村に派遣して市町村を支援するとともに、災害復旧、復興の陣頭指揮を行った。

国への要望も、まず、緊急に支援を必要とする事項について、続いて、新たな支援制度の創設や現行制度の改善について県議会と協調して要望活動を行った。

そして、災害復興対策を的確に実施するため、11月2日に災害対策本部を「鳥取県西部地震災害復興本部」に切り替えた。

鳥取県災害対策本部

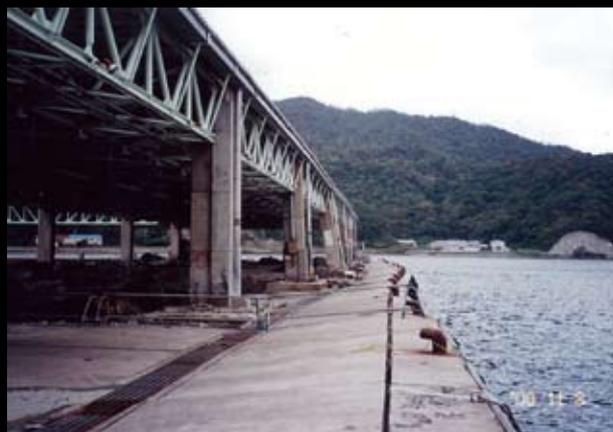
平成12年10月6日13:30 設置
平成12年11月2日 廃止

鳥取県西部地震災害復興本部

平成12年11月2日 設置
平成16年4月1日 廃止



県災害対策本部で対応を検討する本部員ほか



岸壁が破損した境漁港